

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【公開番号】特開2014-35428(P2014-35428A)

【公開日】平成26年2月24日(2014.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2014-010

【出願番号】特願2012-176236(P2012-176236)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1339 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1339 5 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月15日(2015.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 3】

また、TFT110基板とCF基板120はシールパターン130を介して貼り合わされており、表示領域100に配置される柱状スペーサ133により所定の基板間隔に保持されている。更にトランスファ電極と共に電極123は、トランスファ材により電気的に接続されており、信号端子118から入力された信号が共通電極123に伝達される。トランスファ材については、シールパターン130中に導電性の粒子などを混合することにより代用でき省略することも可能であり、本実施の形態では、導電性の粒子などを混合したシールパターン130を用い、図2からも解かるとおりシールパターン130と共に電極123は接触することから、トランスファ電極をシールパターン130に平面的に重なるように配置し、シールパターン130と接触して設けることにより、トランスファ電極と共に電極123についてシールパターン130を介して電気的に接続した。